

合同会社グリーンパワー深浦「グリーンパワー深浦風力発電事業  
環境影響評価書」に係る確定通知について

令和3年9月22日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

当省は、合同会社グリーンパワー深浦「グリーンパワー深浦風力発電事業環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、合同会社グリーンパワー深浦に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた合同会社グリーンパワー深浦は、同条第2項の規定に基づき、青森県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1か月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年 9月29日
環境大臣意見受理	平成26年11月28日
経済産業大臣意見発出	平成26年12月12日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成27年 4月23日
住民意見の概要等受理	平成27年 6月25日
青森県知事意見受理	平成27年 9月15日
経済産業大臣勧告発出	平成27年 9月25日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成29年 3月30日
意見の概要等受理	平成29年 6月19日
青森県知事意見	平成29年10月17日
環境大臣意見受理	平成29年10月19日
経済産業大臣勧告発出	平成29年12月11日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和3年 9月14日
環境影響評価書確定通知	令和3年 9月22日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、萬上

電話 03-3501-1742（直通）